

結論的に言えば、司法試験の受験資格を、少なくとも法医学修士の所有者に高め、大幅な養成数の増大を行うことである。

望むらくは、博士にまで基礎資格を高めたい。それと違うのも、専門的な職種においては、博士号の所有者でなければ、一人前と認められないと、所まで、社会一般の基礎資格が高まっているからである。医師がそうであり、大学の教授、研究者がそうであり、教会の牧師もまたそれに準じている。そして、これがまた、国際的な水準でもあるとき、社会のエリートを以て任する法曹の基礎資格が、それより低くて良いという論理は成り立つべくもないからである。

しかし、直ちに博士までと高めることが出来ないのは、法医学部の現状

いることを考へるならば、大學もやむを得ず、適切な修習課程を整備して、受験生の便に供することは、大學のためにも、受験生のためにも、望ましい改善善であると言ふことができる。

法学部の教育は、司法試験を考慮するものではないとの議論が見ええる。今日の法学部は、率直なところ、ゼミナリストの養成課程になつてゐる。言わば、一種の教養課程と言ふべきものであるから、その法学部教育が司法試験に即するものでないことは、言うまでもない。それゆえ、今日の法学部が法曹三者と連絡すべき共同体であるといった認識は、事実誤認である。法曹三者に対応すべき法学教育は、大學院に新しく構築さるべきである。

卷之二

し、将来における自らの経済的優位性を喪失しようとしているとの指摘がある（J.マーティン・ラムザイヤー「日本における法務サービス規制の経済学的批判」判例タイムズ六二五号、六三・五参照）。

このような現状の認識に立って、法曹の養成数を数倍程度拡大する必要があるとの前提の下に、次のような改革案を提案したい。

招くこととなるであろう。単なる試験方法の改善だけでは、将来の展望が開かれず、望ましい人材を法曹界に迎え入れることも難しくなる。

惜しむ者ではない。しかし、これまでのいく度かの努力にも拘わらず、なんら本質的な改革が行われることなく、何故、今日のような重症ともいえる事態に立ち至つたのであるかは、理解し難いものがある。過去に行われた出題方法や問題数の改善の経過を見る時、この問題が試験方法の改善に関する技術的なものとしてのみ処理されて来たのではないか、との疑問を感じないわけではない。しかし、この問題は、わが国の社会、経済、行政、政治に関する司法の位置づけ、さらには、わが国将来の国際的な活動にも関わる重要な影響を持つものである。

それゆえ、この度の改革に当たっては、大局にたって法曹の向かうべき方向と解決すべき課題を明らかにし、広く各界の理解を求めるようになければならない。この論議が深められることなく、法曹三者が目前の利害のみにこだわるのであれば、法曹界は、自らの世界を益々狭く、「止まつゝ弱音」、「人への壁」など

法曹の養成に思い切った改革を

木田 宏

一 現状に対する見解 法曹基本問題懇談会で

資料と堀田人事課長の説明を読んで、司法試験の将来に対する当局

た資料で率直に事實を説明しようとする當局の真摯な態度にも、敬意を

切つた改革を

べきものであるから、自ら社会の生徒頭にたって歩むことはあるまい。しかし、社会の発展に対応して、その行うべき機能を充実発展させていくのでなければ、その本来の機能も果たし得なくなるであろう。今日の日本は、急速な勢いで脱工業化社会に移行し、知識社会へと変化していく。国民の活動が、企業や団体の活動においても、公私の活動においても、国際化して行く。法曹界は、このような社会の変化に対応して、その機能を質量とともに充実させて行く必要がある筈である。

法曹界が、今後一〇年、二〇年の後に、どのような姿になって行くべきものであるか、この小論で筆者の出来ることではない。しかし、これまでの司法試験合格者の推移を見ると、その数が、三〇〇人から、五〇〇人前後で停滞していることは、法曹界が過去二、四〇年、殆どめぼしい進展を見せなかつたことを、明瞭に示していると言えるのである。

その間わが国は、世界の人々が奇跡と称するほど、社会の各方面で著しい発展をみた。G.N.P.は昭和三〇年の八兆円から、昭和六〇年の三〇兆円（名目）に拡大し、世界の一割強を占めるまでになった。産業構造を考えるからである。現状において法学の博士号を取得する者は、年三〇人前後、修士号を取得する者は、四〇〇人前後に過ぎない。しかし、司法試験の受験資格を修士号の取得者とすることによって、法曹の養成課程に相応しい修士課程を整備し、修士号の取得者を年間数千人に高めることが、さして難しい課題とは思われない。現に、多くの司法試験の受験生が多数滞留し、受験準備を行つてゐることを考へるならば、大学もまた、これら多数の受験生のために、適切な修士課程を整備して、受験生の便に供することは、大学のためにも、受験生のためにも、望ましい改善であると言ふことができる。

法学部の教育は、司法試験を考慮するものではないとの議論が見えてゐる。今日の法学部は、率直なところ、ゼネラリストの養成課程になつてゐる。言わば、一種の教養課程と言ふべきものであるから、その法学

米国のロースクールは、四年制大学の卒業生が入学する三年の課程の大学院であるが、法曹界が自らの資質を高めるために、大学当局を動かして整備させたものと言われている。わが国においても、法曹三者が一体となって要請すれば、法科の修士課程を整備し、その内容を法曹に相応しいものとすることは、難しくことではあるまい。かくして、本格的な基礎教育を求めるようになれば、民訴・刑訴の必須化も可能であり、箔付けに試験が利用されることも避けられるであろう。

受験生と合格者の比率は、二分の一、あるいは三分の一程度であることが望まれる。一〇倍、二〇倍と受験者があれば、試験問題をどのように工夫しても、その試験は形式的、画一的なものになつて仕舞う。その上また、出題者側はもとより、それ以上に、受験者側に大きな無駄を繰り返させることになる。それ自体が社会的に大きな損失であると言え。司法試験の合格者が数多くなれば、一ヵ所での実務研修が不可能になることは、言うまでもない。実務研修は、医師の卵が病院で受けているように、各地の裁判所で行えるよう、体制を整えれば良いであろう。また、研修内容、研修期間中の身分や待遇についても、現状を固定して考えることはあるまい。

何はともあれ、法曹の基礎教育を大學院に整備し、合格者を増やして、法曹の質量を共に拡充する。これが、当面行われるべき改革の基本であると考える。法曹界が時代の進展に対応した発展を遂げるよう、期待して止まない所である。(参考、三ヶ月遅れば「各國弁護士制度の研究」有信堂、昭和六五年。田中英夫著、「英米の司法」東京大学出版会、昭和四八年ほか)